

## 議事録

### 平成 21 年度第 2 回奈良県障害者施策推進協議会

平成 22 年 1 月 12 日(火)14:00～

於 奈良県中小企業会館 4F 中会議室 A・B

#### 協議会出席者

##### ・出席委員

田中委員、八木委員、桐野委員、狭間委員、川西委員、辰己委員、長谷川委員、松本委員、阪口委員、品川委員、榊原委員、奥田委員、本田委員、植村委員

##### ・事務局

杉田福祉部長、山中次長、

障害福祉課 古市課長、林課長補佐、平田課長補佐、森本課長補佐、井勝係長、中岡係長、  
夏原係長、森田係長、森下主査、坂尻主事

福祉政策課 坂口係長

健康増進課 荻田課長、百地課長補佐、村田係長

雇用労政課 石井課長補佐

##### 【事務局（林課長補佐）】

・定刻になりましたので只今から平成 21 年度第 2 回障害者施策推進協議会を開催致します。本日はお忙しいところ、委員の皆様方にはお集まりいただきましてありがとうございます。

・なお、植村委員と川西委員は公務等のため遅れて来られると連絡を頂いております。

・議事に先立ちまして、杉田福祉部長よりご挨拶申しあげます。

##### 【杉田福祉部長】

・あけましておめでとうございます。今日は、奈良県障害者施策推進協議会の第 2 回にご参集頂きありがとうございます。障害者関係の動向をみますと皆様ご承知のとおり、民主党政権になりまして障害者自立支援法が廃止されるという動きが明らかになりました。自立支援法の欠点というのは出たわけですけど、ただ今度新しく作られる障がい者総合福祉法の基本概念は明らかになっておりませんので、我々としても厚生労働省の動きをお伝えするという大きな話もございます。いずれにしても障害者施策の分野について、行政ではまだまだやるべきことが山積みな所が現状でございますので、歩みが大きく進むように県もあるいは国に働きかけて頑張っていきたいと思っております。

・今日の協議会でございますが、大きく分けて二点でございます。1 つは、障害者の生活、介護等に関する実態調査です。ここにいらっしゃる関係団体の皆様にご協力いただいて非常に多くのご回答をいただきました。グループインタビューもさせていただきました。非常に有益な結果が出ております。今日差し上げる資料はその概要でございますけれども、これを計画に活かす事のみ

ならず、奈良県の障害者の実態を把握する上で貴重な資料でございますので、充分とりまとめるようにしてまいりたいと思います。

・もう一つは奈良県障害者長期計画2005(後期計画)の見直しの基本的な項目でございます。我々の考える論点・施策等を書いております。皆様方からご意見をいただきまして、さらに煮詰めてまいりたいと思います。今日はよろしくお願い致します。

【事務局(林課長補佐)】

・この障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づきまして設置されておりまして、県の障害者長期計画の策定、及び県における障害者施策の総合的計画的な推進に必要な事項についてご協議頂く機関でございます。議事に入ります前に、お手元の資料について確認させていただきます。

(資料の枚数の確認)

・それでは、これからの進行につきましては、協議会条例第五条一項の規定によりまして、八木会長の方に進行をよろしくお願いいたします。

【八木会長】

・みなさん、あけましておめでとうございます。それでは、早速会議に入りたいと思いますが、本日の欠席委員は山下委員と伺っております。ということで過半数以上の委員の皆さんに出席いただいているということで、奈良県障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定によって本日の会議は有効に開催されるとご報告させていただきます。

・それでは、本日の議題に入りますが、まず事務局より、議題1「障害者の生活、介護等に関する実態調査」の概要及び議題2の「奈良県障害者長期計画2005」の見直しについて説明をお願い致します。

【事務局(古市課長)】

・障害福祉課古市でございます。失礼致します。

・資料1をご覧ください。「障害者の生活、介護等に関する実態調査の概要について」でございます。

・概要を申しあげますと、アンケート調査を延べ3万人の方に発送致しまして、回収は12000と回収率は43%でございます。アンケートの記入者ですが、本人が6割近く、男性の割合は54%、女性は44%とほぼ半数ずつということです。そして、年齢分布ですが、50から59歳が一番多く、21.4%。障害の種別では身体障害者が65%、知的障害者が23%、精神障害者が13%、発達障害者が5%、高次脳機能障害が2%というような調査となっております。そして、一番下に書いておりますが、※印です。回答者については、障害種別ごとにみますと、本人が回答しておられるのは、身体障害者が80%、精神障害者が70%ありますけれど、知的障害者では本人による回答は18.2%に留まっているのが特徴的です。知的障害者では母親による回答が60%、父親が11%、御両親による回答が7割以上となっております。対象者の年齢構成を障害種別ごとにみますと、知的障害者と精神障害者では65歳以上がそれぞれ1.6%、5.3%と少ないですけれども、身体障害者では65歳以上が22%というような割合となっております。

次のページを見ていただくようお願いいたします。身体障害者に焦点を当ててピックアップさせて頂いております。一つ目は、現在の住まい、どこに暮らしておられるかについて聞いておりま

す。これは持ち家（自宅）で暮らしておられる方が全体的に多くございますし、身体障害者も70%と多くなっております。その右横の自宅が不便な所でございます。階段や段差が多くて不便だと感じておられる人の割合が30%というふうに高い割合となっております。他にその表では、家屋の構造や設備に問題はないが、手すりなど障害を補う設備が不足というのが、少し高くなっています。それからその下でございますが、将来暮らしたい場所ですが、このまま自宅暮らしたい人の割合が82%と高くなっております。世帯の主な収入源です。ずれておりますが、右上のグラフです。これは、世帯の主な収入源について身体障害者は本人の就労収入が24%と他の障害に比べて高いという事になっておりますが、家族が得た収入が32%ということでそれを上回っているというような状態です。生活をみるためにパソコンの使用状況を伺っております。パソコンを使っている人の割合は、身体障害では39.2%と他の障害に比べて多くなっています。そしてその右横ですが、パソコン等の使用目的です。どのような目的かという身体障害につきましては職場や通所施設などで、仕事の道具として使っているという方が30%、そして自宅在宅勤務の道具として使っているという方が5%という割合になっております。そしてその下でございますが、世帯の暮らし向きは、他の障害と同様の傾向でございますけれども、生活できる収入はあるがそれほど余裕はないが一番多く、生活するのにぎりぎりの収入であるとか生活費が不足がちである、やや不足がちというのが46%を占めておりますので、かなり苦しいのかなと思っております。そして右横ですが、今の生活状況の感じ方については、普通が一番多くなっておりますが、やや不満と不満を合わせますと、37%ということではなんらかの不満をお持ちだというようなことです。それから次のページでございますが、一人で外出ができるかどうか、ということをお伺いしております。小さくて申し訳ないのですが、身体障害者上から二つ目を見ますと、一人で交通機関を利用して遠方まで外出が可能という人が52.9%と半数以上を占めています。ところが、その次の下の表を見ますと外出で困ることでは、駅やバスターミナル、道路などでバリアフリー化されていない所がたくさんあるという事で、そういう所で不自由を感じておられます。そしてその右上でございます。今後の日中の過ごし方、どういう風に過ごしたいかをお伺いしております。自営業をしたい、自宅で内職などの仕事をしたい、自宅でパソコン等を使った仕事をしたいと自宅で過ごすことを希望する方の割合が高くなっております。そして下の段ですが、現在利用しているサービスも、今後利用したいサービスも居宅介護（ホームヘルプ）の割合が高くなっております。身体障害者については、下から2行目ですが、日中サービスは利用していないし、今後利用したいサービスはないという割合が他の障害と比べて高いというふうになっております。

以上をまとめますと、身体障害については身体障害といっても視覚、聴覚、肢体不自由、内部障害色々ございますので、それをきめ細かく課題やニーズを分析・把握して施策等を検討する必要がありますと考えております。今まで申し上げましたアンケートの結果を踏まえ、課題として住まいとまちづくりの観点から住宅や公共交通機関、公共施設のバリアフリー化が進んでいないために生活や社会参加に困難、不便を感じるというような課題があると考えています。方向性としては、「住宅」と「まち」の整備による面的なバリアフリー化を進める、情報面を含めた総合的なバリアフリー化の推進及び「人にやさしい街づくり」を推進し、身体障害者の社会参加を促進

する、というような事です。二つ目の収入と生活状況については、課題としては、身体障害者は就労能力があるにもかかわらず、外出に困難を伴うために社会参加や就労がしづらいという面がございます。方向性としましては、IT を活用した在宅勤務、テレワーク等をより一層進め、障害の特性に応じた多様な働き方や雇用機会の創出によって、身体障害者が有する能力の活用を通じて賃金水準の向上を図るといような方向性をもって進めて行きたいと思っております。

・そしてその次、知的障害者についての調査です。現在の住まいは、自宅が多いですが、下から4つ目知的障害については、障害者施設に入所されている方が 11.7%と他障害の方に比べて多くなっています。その横でございますが、今住んでいる所にどういう風な経緯で住まれているかということをお聞きすると家族が自分にあつたところを探してくれたというのが40%でございますけれども、通園施設や学校などで紹介してもらつたとか、市町村や障害者福祉担当課や障害者福祉センターなどの窓口で紹介してもらつたという割合が高くなつてございます。

それから同居家族ですが、親とか兄弟と暮らしている割合が圧倒的に高くなつております。一番下でございますが、将来暮らしたい場所です。知的障害者を見ますと、このまま自宅で暮らしたいという方も多いのですが、知的障害に特徴的な所は、グループホームに入居したい、ケアホームに入居したいというのが他の障害と比べて高くなつております。右の方に移りまして、世帯の主な収入源です。知的障害をみますと、家族が働いて得た収入というのが圧倒的に高くなつております。そして世帯の年間収入でございますけれども、知的障害をみますと100万未満が31%ということですからかなり苦しいのかなと思つております。下の三つでございますけれども、就労に関して聞いています。企業等で働いた経験の有無ということで知的障害は企業等で働いた経験の有る方が他障害に比べかなり低くなつております。20%です。そしてその横ですが、企業等で働いていない理由ですが、働きたいが就職先がないが16.7%、障害が重く働くことが困難であるという率も高くなつております。そして働かない理由ですが、企業の仕事についていく自信がないとか、仕事をするうえでの人間関係などが不安というのが結果となつております。それから次のページでございますけれども、平日の昼間どこにいらっしゃるのかですが、知的障害、真ん中の棒グラフですが、通所施設、作業所等で暮らしておられる方が31.4%です。自宅で過ごす割合が他障害に比べてかなり低いという割合になつております。そして今後の日中の過ごし方の希望については同じような傾向で通所施設など工賃を得る仕事をしたいというのが25.8%と他の障害に比べてかなり高くなつております。その下、一人で外出ができるかどうかということですが、交通機関等を利用して遠方まで外出が可能な方が14.9%と、他障害に比べてかなり低いです。もう少し右の方、一人でも外出が困難という方が44.1%という事で高い割合となつております。そして一番下のグラフですが、困つたときの相談相手は、全体的に家族や親戚の割合が高くなつておりますが、知的障害は64%そして施設の指導員というのも26%ほどございます。ここで見ますと、相談窓口を利用する割合は11.8%とちょっと少ないかなという感じを受けております。そして右の表でございますが、現在利用しているサービス、今後利用したいサービスにつきましては、短期入所が高い数字がしめておりまして、それから移動支援、日中一時支援という形になつております。下の左の方ですが、サービスを利用しやすくするために必要なことは何かとい

うことで聞きましたら、障害特性や障害者の年齢等に応じたきめ細かいサービスの機会を増やす、が一番多くて、その次にヘルパーや施設職員等の障害に対する理解や介護技術をより向上することが高くなっております。さらに知的障害については通所やショートステイ等を利用する際の送迎サービス等を強化して欲しいのような結果も出ております。その横は、行政の取り組みで必要な事ということであげていますが、知的障害については、真ん中あたりで短期入所サービスの充実、障害者の個々の状況に応じた日中活動の場の充実、グループホームやケアホームの整備促進が多くなってございます。

次のページでございますが、まとめますと、生活状況に関しましては、課題として家族が中心となって自宅で支えているという状況ですので、家族に対するサポート、相談支援体制の充実・質的向上が必要だろうと考えております。さらに、自立志向が高いのですが、グループホームの充実や民間賃貸住宅を活用し地域の住まいづくりを進めていく必要があるというような事があります。そこで方向性としましては、家族へのサポート体制を充実させるため、自立支援協議会の活性化に向けた働きかけを行って、市町村の相談支援の質の向上を図っていく、それからグループホームが必要なのですが、整備が進んでいません。その要因分析を行って奈良県独自の効果的な整備手法を検討したいと考えています。収入に関しましては課題として福祉就労の工賃が非常に低くなっております。全国でも低い方です。働きたいけれど働けない、企業についていけない、マッチング機能の充実・強化が必要かと思っております。方向性としましては、例えば、経営団体、労働団体、福祉団体、行政による官民共同の体制整備が必要である、そして今度東向に整備を進めておりますアンテナショップにより作業所製品の高度化、販路拡大、商品開発さらに公的機関による授産品の調達の拡大というようなことを進めていく必要があるだろうという事です。それから、福祉サービスの利用に関してですが、知的障害者は福祉サービスを利用し事業所に滞在している時間が長いので、福祉サービスの質・量ともに充実を図る必要があるということで、方向としましては、サービスの中身の充実、授産施設等における作業の質の向上を通じて、利用する障害者の満足度を高めて、工賃アップと生活の質の向上を図る、というような事でございます。

・それから次に精神障害者のアンケートです。持ち家の割合が一番高いですが、他の障害と比べては低くなっておりまして、借家（マンション・アパート）の割合が精神障害の場合は高くなっております。そして右横です。現在の入居・入居先の利用経緯ですが、かかりつけ医や病院などに紹介してもらったが50%です。今おられる所が医療機関とか入院中とかがあるのでそういう事になったとおもいます。それからその下です。同居家族については、同居家族はいない（ひとり暮らし）の割合が15%と他の障害と比べてかなり高い割合になっております。そして将来暮らしたい場所でございますが、自宅を出て普通の家でひとり暮らしをしたい、という方が精神障害の場合他の障害に比べて高くなっております。そして一人で外出ができるかという事ですが、一番下のグラフですが、困難な割合は低いけれども、外出する理由・目的ですが、病院に行くというのがかなり高い割合で、外出目的は病院が多いという事です。それから右上でございますが、近所付き合いの程度を聞いております。これにつきましては精神障害の方は近所づきあいをほと

んどしていない人が 33.0%と高くなっております。次に、参加した事のある地域行事として地域のお祭り、とかをあげているのですが、下から2つ目の参加したことがないというのが 53%ということで、一番高くなっております。それから世帯の収入源ですが、本人が働いて得た収入は非常に低く、家族の収入、年金等が高い割合となっております。次をお願いします。これは、企業等で働いた経験の有無でございますけれど、精神障害の方は、あるが 57.%、と高いですけど、現在働いていない理由を聞きますと、病気のため現在は働くことができていないが 33%でございます。そしてその横の表ですが、働くことについてどう感じているかという事ですが、自分のペースで好きな仕事ができるなら働きたいが 41%という事で、自分に合った仕事があったら働きたいと思っておられる方が多いということです。そして次の表ですが、今の生活状況の感じ方という事で、網掛けで数字が消えておりますが、下の精神障害につきましては右から二つ目、不満ですが 24%、その横のやや不満が 26%でございます。両方合わせると役半分を超しまして生活状況を不満とおっしゃる方が多いということです。そして困った時の相談相手ですが、精神障害は、友人・知人、かかりつけ医が多いのが特徴です。右上にいていただきまして、今後の日中の過ごし方でございますけど、精神障害についても自宅で内職などの仕事をしたい、パソコン等を使って在宅勤務をしたい、自宅や施設で過ごしたい、自宅での勤務、過ごし方を希望する方が多くございます。現在利用しているサービス、今後利用したいサービス、ともに地域活動支援センターと相談支援の割合が高くなっておりまして、一番下、行政の取組で必要な事としてあげられるのは、障害者に必要な相談や情報を提供する体制の充実とか、地域住民の障害者への理解を深める啓発があげられています。

精神障害についてまとめますと、生活状況については、人付き合いが乏しく支援者との接点が少ない、その一方で、医師・医療機関との関わりが大きいことから、医師・医療機関との連携が課題となっております。方向性としましては、各地域自立支援協議会が中心となって、地域レベルでの医師・医療機関とのネットワークを構築することが必要である。二つ目の○印：社会参加と就労・収入に関して、障害特性から社会参加の機会が乏しく、また障害に対する理解も進んでいない、ということで就労や雇用が進んでいない。方向性につきましては、障害特性に応じた多様な雇用機会の創出、例えば短時間労働であったり週・月当たり数日間の就労を目指していく必要があると思います。新設予定している社団法人の活動を通じて、企業と連携してマッチングのための職業紹介等の仕組みを構築していきたい、県と社団法人による精神障害者の雇用促進に向けた啓発活動が必要というような事で思っております。最後に福祉サービスの利用に関しては、課題としては、「障害を理解してもらいたい」という声が多い、「相談を聞いてもらいたい」という意識が強くあります。方向性としていましては、相談支援体制の充実が必要でありまして、地域自立支援協議会が中心となって、地域の中の関係機関のサポート、ネットワークの構築、相談支援の充実・強化を図っていく必要がある、というような事を考えております。これが、実態調査の概要でございます。

・次に議題 2 ですが、奈良県の障害者長期計画 2005 の長期計画の見直しということで、あ

げております。これは、基本的な体系、どういうふうな施策に基づいて体系を考えているかというのをご覧頂きたいと思っております。基本方針と致しましては、一番上に書いてありますように、一人ひとりの障害者が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現、社会全体が障害者を大事な一員として包み込み、支える地域社会の実現ということを目標にしまして、障害のある人もない人も共に互いを必要とする存在となる社会を実現するために、この長期計画の見直し作業を進めている所でございます。計画につきましては、基本的なことはご存知だと思うのですが、今回見直しを行っている長期計画は、平成 7 年に策定した「奈良県障害福祉に関する新長期計画」に続く新たな長期計画として、平成 17 年度からの 10 年間の計画として策定いたしました。そして 5 年が経過しましたので、今後の後期の 5 年につきまして見直すという事でございます。そして計画の期間につきましては、2010 年を始期として 2015 年までという事で 5 年間の期間を予定しています。そして障害者の取りまく現状ですが、障害者数がどんどん多くなっております。それをきっちり把握しなくてはなりません。それから障害者の生活について実態調査を細かくやらせていただいておりますので、障害種別ごとの生活概況等を記載していきたいと考えております。

そして、計画の理念・体系でございます。計画の理念でございますが、やはり障害者の視点に立って障害者の生活の質を高めるためにやるのだということで、(1) つ目は、障害者の人生を総合的にサポートする、障害者の居場所づくり、として障害者が暮らしやすい街づくり、心地良い居場所づくりを目指していく。それから(3) つ目として障害者が地域社会のメンバーとして参加するシステムづくりということで障害者も社会で重要な役割を担っているという存在だといった理念で策定を進めていきたいと考えております。

そして右の上の方ですが、計画を作るにあたって基本的な視点という事であげております。(1) は、「奈良方式」の確立ということで生活実態調査を行いましたので、課題とか現状を把握・分析し、本県の課題をきっちり解決していくという目標。それから(2) 県が主導ということで、実践可能な施策を想定し、県が主導的・主体的に実践する事で県民・企業に成功例を提示して全県的な展開を図っていききたい、というような事で、(3) つ目として障害種別、地域別に施策を検討するという事で、障害種別ごとのアンケートもございますのでその施策も検討し、5 圏域ありますけれど圏域ごとの課題もきっちりあげていきたいと考えています。そして展開としては、福祉と教育、雇用とか関係機関が連携をして、総合的な施策の展開をしていくと考えています。(5) 番目として社会参加の実現に向けて外部からの協力・連携の推進として、官民協力して推進していくという事で考えております。3. 施策の体系は、後ほど資料の IV でご覧頂けるとおもいます。また後ほどご説明します。

それから、計画の推進体制でございますが、先ほどの総合的な推進と同じような事ですが、様々な分野の障害関係部局が連携して計画の実現のために施策を実施するという事で、それから 2 つ目としては、今日お集まりの施策推進協議会のご意見を踏まえまして、計画の効果的な推進と数値目標の進捗管理を行っていききたいと考えています。

それから、第 2 部ですが、ここに重点的な取り組み課題と書いてありますが、計画の理念を

実現するために3つの柱がございまして、Ⅰは障害者の生活の質の向上、Ⅱは、障害者の社会参加と就労の促進、それからⅢは障害者の安心の確保、という3つの大きな施策の柱を立てまして、それに基づいて具体的な取り組みを行っていかうと考えています。

その次に、第3部 分野別施策の方向ということで、これは大きな3つの施策の中で基本的な障害者施策の方向、具体的な取り組みを明示してあります。そして3部では基本編として障害の種別を問わず共通する主要課題とか基本的事項を書きまして、右の下の方にⅡとして障害者種別編と書いております。障害種別編では障害の特性に応じた障害種別ごとの施策や支援について示していきたいというふうに考えております。

基本編の1.障害者の生活の質の向上 でございますけれども、(1) オーダーメイドの個別支援システムの構築 という事で、今は、生まれてから成人に至るまで各ライフステージに応じて個々バラバラの機関が対応しているけれども、今後はライフステージに応じて一貫したサポートが行われるように連携できるようなシステム作りをしたいということで考えております。それから、(2) 本人と家族を支える相談機能及び福祉の充実 でございますけれども、これは今地域の課題とか解決のために中心的な役割を担っていただいている自立支援協議会の活性化を図っていききたい、その上で相談支援体制の充実、これは市町村の相談支援体制もそうですし県の広域的専門的支援も一緒にございます。そして③番目に福祉サービスの充実 という事で生活環境や障害の状況にあわせて必要な障害福祉サービスができるようなサービスの充実をしていききたいというようなことです。それから(3) 特別支援教育の充実です。これは、障害の有る方も無い方も地域で共に学ぶ為の環境の整備を進めていききたい、それから特別支援教育の充実に向けた取り組みとして、人員配置とかハード面の整備とか充実を図っていききたいということでございます。それから④ですけど特別支援学校卒業後の自立プログラム、これは卒業後すぐ自立するのがなかなか難しい方がおられるので、就職するまでの間、社会適応訓練というような事をできるようなプログラムを検討していききたいと考えております。それから(4) の住まいの確保ですけど、グループホームの質・量の充実をしていききたいと思えます。公営住宅の整備とか障害者向け住戸の確保を進めて行きたいと考えております。それから障害児の施設入所支援、県立施設も色々ありますし他の民間の施設も色々ありますが、施設入所について障害児が入れるような支援、過ごしやすい支援を考えていききたいと思えます。それから(5) 番目としての障害者を支えるレスパイトサービスの充実、ということで特に在宅の方が地域で働いていただけるようショートステイ床の確保を図っていききたいという事でございます。2つめの大きな施策の柱は、障害者の社会参加と就労の促進です。これは、企業、地域と障害者がつながるシステムづくりをやっていききたい、ということで社会参加・理解を促進するような色々なイベントを行っていききたい。それから障害者の雇用の促進ということで労働部局との連携、トライアル雇用、ジョブコーチの利用とかで積極的に進めていききたい。それから③障害福祉版アドプトプログラム というのですけれどもこれは、県内の障害福祉施設と事業所がたとえば、施設とか特別支援学校が、地域の企業とか学校が協定を結んで定期的に交流するようなプランということで考えています。それから④「農障工」の連携ということで、これは障害者にとって農業と接触するのが良いというような事も



あるのではないかと思いますので、福祉法人の農業参入とかそういうのをバックアップできるよう考えています。

そして右の方ですけれど、(2) 障害者雇用モデルの確立でございます。これは障害者雇用を直接に進めて行くために障害者とか企業の努力にまかせるだけではなかなか進みませんので、県が主導的に取り組みを行う必要があるというふうに考えております。県が企業と福祉の架け橋となって実践を通じて雇用モデルの確立、実践を進めていきたいと思っております。それから、事業所としての県庁の雇用実践として、今もやっておりますが、これをさらに充実させていきたい。そして③の企業による障害者雇用の推進についても例えば特例子会社を働きかけていくとか色々なことで働きかけていくようにしていきたい。④福祉的就労への支援ということで、県が物品発注とかで積極的な活用を広げていきたい。そして(3) ですが、公的機関による障害者応援システムということで、公的機関の発注拡大というような事でございます。これも福祉的就労と同じようなことで県庁・市町村とか大企業についてもお願いできたらと思っております。そして②の公共機関・大企業によるインターンシッププログラムという事ですが、障害者が障害状態に合わせて様々な体験ができるような仕組みという事で、機会の場を確保するために公共機関とか大企業が社会体験とかインターンを受け入れる体制を考えております。それから(4) 番の障害者の所得の確保については、障害者手当とか年金の充実ということで国への要望が主となりますが、そういう事でやっていきたいと思っております。

それから、3 番目の大きな柱は、障害者の安心の確保です。医療ケアの必要な障害のある方が多くございますので、障害者医療の充実という事で医療のネットワークの構築ということで専門的な医療の充実とともに地域診療所を支援して障害者の在宅医療を推進できればと思います。それから医療ケアの最も必要な重症心身障害児への支援、これも医療との連携を検討して支援の充実を図っていきたいと思っております。それから障害者をいつでもどこでも受け入れるような医療の充実と福祉と医療の連携というような事を行っていきたい。そして(2) 総合的なバリアフリーの推進、(3) 防災・防犯対策の充実ということで、普及啓発や避難誘導等の支援の確立、防犯体制の向上、コミュニティにおける防災・防犯体制の検討を行ってきたいという事です。さらに(4) 番目で相互理解の推進と権利擁護ということで広報啓発活動であるとか権利擁護のための制度の周知、それを利用するための相談支援の充実とかそういう事もやっていきたいと考えております。

Ⅱつ目の障害種別編につきましては、身体障害者に係る施策、知的障害者に係る施策ということで、これは先ほどアンケートの結果を踏まえた方向性とかでご説明しており、かなり重複していると思いますので割愛させていただいて、身体障害、知的障害、精神障害それぞれ特有の必要とするような施策があるだろうということで特性に応じた対応を考えていきたいと思っております。さらに発達障害、高次脳機能障害、重複障害者に関わる施策の充実も考えていきたいと考えております。

そして4部では、5 圏域を作っておりますので、圏域ごとに地域の特徴的な課題を把握しまして分析してこれらに対応する施策を掲載していきたいと思っております。

5部については数値目標ですけれども、数値目標の総括、前期計画で示した数値目標の総括と新たな数値目標の設定の検討をさせていただきたいと思っております。

そして第6部で障害者福祉計画（第2期）ですが、今年障害福祉計画（第2期）で21年度から23年度に係る内容といたしまして、地域移行とか就労移行に関する数値目標あるいは、障害福祉サービスの見込み量を把握しておりますのでそれを掲載していきたいと思っております。

資料編としては以下のようなことを考えております。

資料3については、今の叩き台ということで計画の素案であげております。ご覧いただいて後ほどなり後日なりご意見を頂ければと思います。

資料4につきましては、新たな施策体系と主要課題を一覧表にしたもので資料2でご説明した内容がはいっております。

そして資料5はですね、今後のスケジュールでございます。本日第2回の障害者施策推進協議会を開いていただきまして、今説明させていただいた中で色々なご質問やご意見をいただいてやっていきたいと思っております。さらに何日か設けまして、また後ほど担当からご説明させていただきますがご意見を頂いて、それをもとに更に素案を作り直してそれを元に2月にはパブリックコメントを実施して3月の始めぐらいに第3回の施策推進協議会を開いて計画を確定したいと思っております。時間ばかりとって申し訳ございません。以上でございます。

【八木会長】

・事務局の方から資料1から資料5まで続けて説明していただきました。これ以外に事務局の方何かございますか。時間のこともございますので、続けて説明していただいたのですが個別に資料1から順番にそれぞれ委員の方の意見を伺いたいと思っております。

・それではまず資料1から入りたいと思っております。資料1について、はいどうぞ。田中委員。

【田中委員】

・田中です。質問ではないのですが、この表ずいぶんと几帳面にお作りいただいているのはよくわかるのですが、表を見ていまして白黒だけで、下の段の部分がどの部分を指しているのか、よくわかりませんよね。データでいただくか、もう少し大きな図表でわかりやすくしていただかないとちょっと理解しづらいなという部分がありますので、ここをなんとかしていただけませんか。

【八木会長】

・事務局どうぞ。

【事務局（古市課長）】

・大変見づらいというのも承知しておりまして、また正式に出すときには工夫をしてきっちりと見ていただけるようにしたいと思います。

【八木会長】

・他にございますか。

・奥田委員どうぞ。

【奥田委員】

・一応障害者の実態をつかんで計画を策定するという点で調査をされたと思いますが、精神の場合、対象が手帳所持者は3050人、精神の自立支援医療の通院医療の県の助成も含めて通院の自立支援医療を使っている人はほぼ1万人いまして、手帳所持者がざっと3千人という事なのです。そういう点では、実態の一部を把握されたという風に理解してもらった方が良いのかなと思います。意見です。以上です。

【松本委員】

・県肢体不自由児・者父母の会連合会の松本です。この身体障害のみ知的障害のみの「のみ」という数についてお聞きしたいのですが。例えば私達の場合では、身体障害者手帳と知的障害者手帳の二つ持っている人の場合、二つに渡って答えていたと思うのです。これは、両方に入っているのですか、それともどちらかに入っているのでしょうか。

【八木会長】

・事務局いかがでしょうか。

【事務局（林補佐）】

・分け方としては、ここに書いてあるのは、身体のみで答えておられる方、知的のみの方、また重複の方というのがおっしゃるように入られて、今回は3障害のそれぞれの特徴があらわれるようにこういう形にしたのですが、実際の最終的な報告書の中では、重複障害、両方持つておられる方がどういう状況かということも分析をさせていただきたいと思っております。

【八木会長】

・ということは、今回は、重複障害の方は入っていないのですか。

【事務局（林補佐）】

・そうです。ここでは、「のみ」と書いてありますとおり、身体のみ、精神のみ、の方で全体的な特徴をみたという事です。

【松本委員】

・そうすると母数の12,188の中には、重複障害者はこの中には入っていないということですか。

【事務局（林補佐）】

・12,000の中には入っているのですが、そこからクロスを掛けていきまして、身体のみで答えた方の部分と、知的のみ、精神のみ、それから身体と例えば知的重複の方とか、おられますのでそれぞれ分けてやっていきまして、そのうちの3つの「のみ」の部分、そこだけで特徴がどうかを見させていただきました

【八木会長】

・松本委員他はよろしいでしょうか。

【松本委員】

・はい、わかりました。

【品川委員】

・重症心身障害児（者）を守る会の品川でございます。今の質問、私も聞きたかったのですが、

重複の方も別にでてくるのでしょうか。実態調査の用紙を 2 通頂いているというケースがありました。でもそれは 1 通だけで良いという事だったので、どちらかで回答していると思いますので。

【八木会長】

・再度。事務局の方がいかがでしょうか。

【事務局（林補佐）】

・調査票の方ですね、2 通いつている場合があったかもしれませんが、どちらか1 通に答えていただきまして、その中で知的と例えば身体、例えば両方手帳を持っておられる場合両方にチェックをいれていただいておりますので、最終的にはこちらの方で重複の方なのか、知的だけなのか把握できます。そういう形でクロスをかけてどういう状態かみる事ができるようにしております。

【八木会長】

・今お二方の委員から質問があったわけですが、計画を考えていく上で今回「のみ」の部分だけだしたという事ですが、本来ならば重複の方の部分もだして頂いて、どういう傾向があるのか、現状がどうなのかというのをやはりここで皆さんと相談できたらと思います。また、重複の方については、次回の会議の時までに、委員の方に送って頂けたら、可能なのかどうかその辺事務局の方お答えいただきたいと思います。全体的な事をやっぱりかけて頂いた方が良いと思います。

【事務局（林補佐）】

・重複部分については、どういう形で分析するか検討は必要かと思うのですが、できましたらまた見ていただけるようにしたいと思います。

【八木会長】

・よろしく申し上げます。他ございますか。今 3 人の方手を挙げられましたが、では、阪口委員から。

【阪口委員】

・知的障害の療育手帳の所持者が 8, 840 人おいでになって 7, 820 人という数字はどこから出てきたのかと、知的と発達障害・私の子供なんかでしたら知的障害を持っているけど発達障害といわれている、そういう方はどういうところに入っているのか。合わせてお尋ねします。

【八木会長】

・事務局いかがでしょうか。

【事務局（林補佐）】

・そうですね、知的と発達の両方チェックの入っている方は、重複ということになりますので、ここで知的のみのところには入っていないという事で、今回のこの区分では含まれていないです。ですから、例えば、知的のみという方は 1, 874 人ですから、7, 800 というのは、手帳をもっておられる方に発送していますので、そのうち重複のない方について絞られてきているという形になります。

【阪口委員】 7, 800 とは？

【事務局（林補佐）】

・7, 800というのは、発送した数です。その中で重複のない方というのが、ここで例えば知的障害者の課題という所でださせていただいている所です。そういう形でクロスで絞っていったらという風なご理解をいただけたらと思います。

【八木会長】

・阪口委員よろしいですか。それでは次に長谷川委員。

【長谷川委員】

・聴覚障害者協会の長谷川です。アンケート調査の結果を見ますと、ほとんどハード面の結果に影響する家庭の中の、住居の見直しとか働く収入の部分の見直しという事は理解できると思います。ただ、聴覚障害者の場合、ハード面に特別問題はないかと思いますが、一番困るのはソフト面、いつでもどこでもコミュニケーションができるかという部分がかかれていないと思います。これは、アンケートがしっかり調査できているのかと疑問を感じます。

【八木会長】

・これについて事務局。

【事務局（林補佐）】

・身体障害のところですね、私ども課長から4ページの所なのですが、身体障害者の課題と施策のところが一番上の※印のところをご覧いただきたいのですが、今、長谷川委員がおっしゃったとおりでございます。身体障害者については、障害の種別（視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害）ごとにきめ細かく課題やニーズを把握・分析し、施策等を検討することが必要というふうに我々も思っております。申し訳ございません。そこまでこの時点で間に合いませんでした。これについても身体障害者については、種別ごとでまたクロスをかけて、それぞれの種別ごとの課題という所をこの調査の中からあぶりだせればというふうに考えております。最終の所では、そういったことも見ていきたいというふうに私達の方でも考えておりますので、そのあたり分析出来ましたら、お示しさせていただきたいというふうに思っております。

【八木会長】

・長谷川委員よろしいですか。それでは先に榊原委員の方から。

【榊原委員】

・知的の施設協会の立場からです。この在宅の人が60%という記録が出ております。その中で見ていきますと、今後利用したいサービスという所には、入所施設というのができませんが、入所施設の利用は一切ないということで、捉えてよろしいでしょうか。としたら60%の人達が全員グループホームに入所できるのかどうかということ。入所施設の是非はともかくとして、では彼らの生存権は大丈夫か。この実態の中で親と同居という事は、親が支えているという事ですから、家族が崩壊したときの行き場というのはどこにあるのか、はっきりいってこれだけの計画では追いつかないと思います。今後利用したいサービスのところに入所施設がなくて、そして行政の取り組みの所では入所施設の充実、整備推進21.7%というのができますけれども、この数字のできた根拠や経緯がちょっとわからない所があるのですけれど、どうされるのかということ。入所施設の利用というのが無かったのかということと、も

う一つはそれではこの下の必要な数字はどういうふうにてできたのかお尋ねします。

【八木会長】

・事務局、いかがでしょうか。

【事務局（林補佐）】

・利用したいサービスの所で、実はまずこの調査の構成といたしまして、サービスを聞く前の所で現在どこにおられるのかという事で施設入所というのを聞いております。それから、将来暮らしたい場所という事で、例えば、将来グループホームに入所したい、ケアホームに入所したい、施設に入所したいというふうな聞き方をしております、そちらの方で施設入所についてはどういう意向かをとった上で施設以外のサービスについてはどういう状況かについて聞いたのが調査票の構成になっております。現在利用したいサービスに施設入所はないというのも、前の方で施設入所している方とかそれから将来どんな所に住みたいですかという事を住居の方で少し聞かせて頂いているため、サービス利用の所にはないという事です。知的障害の方ですと、将来暮らしたい場所でやはり施設というのも一定の割合あったかというふうに記憶をしております。7.5%、将来、暮らしたい場所として施設に入所したいという方がおられました。当然の事ながら、施設についても知的の方でありましたら将来暮らしたい場所として一定の割合の方が利用を希望しておられ、他の障害に比べても高くなっていると調査の結果からでております。

【八木会長】

・榊原委員、よろしいですか。それでは次に桐野委員。

【桐野委員】

・京都ノートルダム女子大学の桐野です。まず、この前の会議で、私が実態調査を提案したとき県はそれに余り乗り気ではない、と思ったのですが、こういうすばらしい調査をして下さったので高く評価させていただきます。コメントとして4点ほどありまして、第一に、圏域別データが莫大で、分析がまだ出来ていないというのはわかります。2月にバブコメに入られるのですよね。3月に会議があるため、既に日程調整をされて、私は仕事の都合で来られないのですが。この前の調査の分析の時、奈良県では圏域別に非常に違う問題を抱えていらっしやって、手厚い個別の施策を考えなくてはいけないということをお聞きしたのを覚えています。圏域別の資料を送っていただいて意見を述べさせていただける機会を設けていただけたら有り難いと思います。

・2つ目は、統計的な細かな事ですが、資料の2ページ目「将来暮らしたい場所」という所で、横棒グラフがありますね。1枚目の裏、左の下に<(世帯) 主な収入源><将来暮らしたい場所>です。その分析はなさっているのですが、要するに今グループホームに暮らしていらっしやる人はそのまま暮らしたいであるとか、それから、今自宅を出ている人がそのまま居たいとか、施設にいらっしやる方がそのまま居たいとか、そういう回答項目が最初からなかったのかこれはなぜかなという素朴な質問です。

・それから、私の3つ目としましては、資料の精神の所の“課題と施策”の所に、“ここからの課題は医師・医療機関との連携”とお書きになっていますけれども、もしできたら報告書に書くときに古市課長がご説明になった「相談体制の充実の課題」も、こちらの方にも入れたら良い

なあと、という一つの意見です。というのは毎週私は電話カウンセリングをさせていただいているのですが、電話がかかってくる時に、精神科医に2週間に1回会い薬をもらう、それもとても大事なのですが、そうでなくて心理カウンセリングだとかセルフヘルプグループ、つまり仲間との会話、そういうのがすごく少なくて残念という意見が多いのですよ。ですから、医師・医療機関との連携だけが課題ではなくて相談体制の充実もこちらの課題にも入れて欲しいと思います。

最後に統計を見るときに当たって、例えば今の精神の部分为例にしますと、“・今の生活状況の感じ方は、「不満」(24.8%)の割合が高い。”と書いてあります。これだけを見ると24.8%は1/4なので不満な人はすごく少ない、と思うかも知れないですけど、そうではなくて書き方の問題なのですね。大元のグラフ、表を見ていただけますか。資料1の紙の裏の右下のQ32(1)が大元の表です。こういう場合には、よくNHKでも今鳩山首相の支持率が落ちているとか不満だとかやっていますけれども、「満足」と「やや満足」は一緒にして見る、「やや不満」と「不満」は一緒にして見る、それで%をだす、というのがよくこういった時にする方法です。すると「やや不満」と「不満」で足すと精神の場合51.6%が不満に思っています。全体をとおして私の1意見ですけど、例えば精神に戻してみますと24.8%と書かずに、「不満グループに入るのは51.6%」などとお書きになった方が現状を正確に表現すると思います。以上です。

【八木会長】

・今桐野委員の方から4点について質問がありましたが、事務局いかがですか。

【事務局(林補佐)】

・1つ目の圏域別について申し訳ございません。本日までに間に合っていないのですが、確かに今桐野委員ご指摘のように私ども県下圏域ごとに差がございますので、今分析中でございまして、でてきましたら委員の皆様方にもご指摘いただいてご意見を頂きたいと思っております。それが1つ目です。

・2つ目ですけど、将来どういった所に住みたいかという所です。今どこに住んでいるかという現在の住まいという問をQ19でしておりまして、Q21(2)で将来どこに住みたいかというのを聞いております。そこで今どこにいて将来どうしたいかというのをクロスでみていただきます。本日のところではそこまで間に合っておりませんで、そういった所の分析ができましたらご意見を頂きたいとおもいます。

・後、3点目と4点目につきましては、精神の相談体制についてはまさにおっしゃるとおりでございまして、その所の充実というのは必要であろうかと思っております。現実にもそういうことも書いていきたいという事と、それから統計についてのご指摘もそのとおりでございまして“やや”と“不満”をあわせて書くという事でまた考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

【八木会長】

・桐野委員

【桐野委員】

・ありがとうございました。すみません。一つだけ付け加えさせて下さい。2つ目の私の質問でのお答えをお聞きして気づきました。追加でできたらお願いなのですが、要するに、今ご説明して頂いた「なぜこういう結果になったのか」の分析をするためには大元のアンケート用紙を見ることが不可欠です。だから私が理解できないのだとわかりました。もし良かったらアンケート用紙を家に送って頂けませんか。ありがとうございます。

【八木会長】

- ・司会進行役の私が言うのと時間の問題もあるかもしれませんが、一言。
- ・資料1の3(4)ページの収入と生活状況に関しての項目で課題の所ですね、“身体障害者は、就労能力があるにもかかわらず、外出に困難を伴うため、社会参加や就労がしづらい。”というこを課題としてあげられているのですが、文章の書き方としてですが、“外出に困難を伴うため”というふうに書かれている。これが今の国連が出しているICFという分類の仕方、定義付けからするならば、障害というのは個人因子もあるけれども、環境因子によるところが大きいですよICFでは唱っているわけですよ、それを鑑みると外出に困難を伴うためという個人因子に帰結したような書き方というのは、いかがなものかなと、私は思うのです。例えばここは、就労能力があるにもかかわらず、社会環境が不十分であるため社会参加や就労がしづらいか、環境因子の部分をきちんと書いて頂かないと個人因子だけですまされると「あの、障害があるからしょうがないな」という話で終わってしまうわけです。今その時代では決してないわけです、その点だけ書き直していただけたらと思います。
- ・他ございますか。時間の関係であせって進めていかないと思います。それで次にですね、資料2の方に入りたいと思います。資料2でご意見のある方ございますか。はい、長谷川委員。

【長谷川委員】

・2ページ、見出し部分ですが、“就労に関する社団法人を新設・・・” どのような事なのでしょう。具体的に教えていただきたいと思います。

【八木会長】

・事務局どうぞ。

【事務局（古市課長）】

・この春に障害者の雇用のアンテナショップを奈良の東向に整備を進めておりまして、そこで運営主体として行政も携わりますし、経営者団体も加わりますし、障害者団体、労働者団体が加わって、一つの社団法人を作ってそれを運営母体として考えております。

【八木会長】

・長谷川委員よろしいですか。松本委員どうぞ。

【松本委員】

・雇用に関しては大変詳しく書かれているなと思いました。そこで、2ページのところ(4)住まいの確保①グループホームの質・量の充実 他にもグループホームがなぜできないかという用件を調査して奈良方式をつくるということを書いてあったと思うのですが、グループホームだけではなくてケアホームも入れていただきたいと思うのです。



それとその次に障害児の施設入所支援で、障害“者”を入れないで“児”を特定されたのはなぜなのでしょう。という事ともう一つこの“レスパイトサービス”の充実はたくさんあるかと思うのですが、ショートステイもこれは泊を伴うショートステイをいってらっしゃると思うのですが、例えば私達ここには重複障害も入ってないからなのですが、やはり日中の一時支援あるいは学童、学校に行っている子の長期休みの時の日中のサービス、これは福祉サービスに入るのかどうかかわからないのですが、レスパイトと捉えればここでもう少し項目があってもいいのかなと思います。以上です。

【八木会長】

・今3点ほどお尋ねがありましたが、事務局いかがでしょうか。

【事務局（林補佐）】

・1点目のケアホームの件ですが、第2部のほうを見ていただきますと、第2部の11ページなのですが、10ページから11ページですね、“グループホームの質・量の充実”ということで、表題はグループホームとなっているのですが、もちろんグループホーム・ケアホームでございまして、両方の役割が重要であるということで、グループホーム・ケアホームの充実をはかっていくというふうな考え方でおります。出すときに両方いれておくほうが良いというのであれば、併記というのでも必要かなとおっしゃるとおりでございます。

・それから2点目のですね、例えば学童保育の方の放課後とか長期休暇の時の学童保育とかですね、そういう部分については、これも第2部9ページのところで特別支援教育の充実のところ、9ページの取り組みの(2)取り組みの方向性の上から○一ついった所で①地域で共に学ぶための環境整備の2つ目の所でそういった事もやっていますと入れさせていただいております。ショートステイ、日中一時支援、そういった事も含めて必要であれば、この①の所で書かせていただきたいと思っております。

・3点目の児の施設入所支援のところですが、第2部の計画の中では、ずれがでてきまして、どちらかという障害児の施設入所支援というよりは、障害者医療の充実の所でこちらの資料3でいくと21ページの取り組みの方向性の所では、21ページ②重症心身障害者（児）への支援という事で、もともとここで予定していた所で児の施設入所支援ということ児だけではないでしょうということもその通りだと思いますので、ちょっと移動させたのに元の方が残ってしまったみたいになっておまして、このあたりで今おっしゃっている事の課題については書いていきたいと思っております。最終的には中でも体系の方でもその辺も変えさせていただきたいなあと思っております。

【八木会長】

・松本委員、よろしいですか。他ございますか。狭間委員。

【狭間委員】

・資料2の1ページの右側一番上のところ、松本委員もおふれになりましたけれども、「奈良方式」という言葉が出てきて、えっと思いました。具体的にお話をお伺いしたいのですが。「奈良方式」という言葉を聞くと一般的に実態調査をして他府県と比較した奈良県固有の課題があると、

それに対して奈良県内独自の支援方法なりサービスを考えていくのだと、そういう意味で使っていらっしゃるのかな、と思ったのですが、そのようでもよろしいでしょうか。具体的にもう少し説明していただきたい。

・それから、もう一つこれも先ほど長谷川委員おっしゃったのですが、2ページ目の右側社団法人の新設の件ですが、将来構想として障害者の職業紹介業務も行いたいという事が書かれてありますけれど、今もう既にいくつかの所でそのような紹介業務をされていると思うのですが、その辺との兼ね合いですね。同じような業務をするものが複数できるのかどうか、一本化していくのか、きちっと紹介業務ができるものをきちっと有効な機能を果たせるようなものを作るべきだと思うのでその辺聞かせていただきたいと思います。

【八木会長】

・事務局、今の2点について、いかがでしょうか。

【事務局（林補佐）】

・「奈良方式」という言葉なのですが、ここにちょっと書いてありますように、今回奈良県の手帳をお持ちの方についてかなり大規模な調査をさせていただきました。これだけの調査はなかなか都道府県レベルでやったという所もあまりないのではないかと考えております。まあそういった所ででてきた課題であるとかそういったものを分析して、県としてこういう課題があるというのが明確になってきた所で、奈良県としてどういうふうな形でそれを色々な施策として反映させていくのかという事をしっかり考えていく所が基本的な考え方となります。最初の説明にもありましたように、障害福祉については県が主導で、奈良県のやり方でやっていくという事で、どういう事がやっていけるのか、実態調査に即して考えていきたい。例えばですね、障害者の今回の計画であげさせていただいている、課長からも説明しましたが、オーダーメイドの個別相談システムの構築といったあたりですね。生まれてから高齢になるまでの間一貫した支援システムというのはそれぞれのライフステージでバラバラになっているというあたりをなんとか一貫して行う事はできないかと、奈良県としてそれを考えていく必要があるのではないかとこの所をうちださせていただいたり、アドプトプログラムとか奈良県内の地域での企業さんと施設さんと特別支援学校と連携するような事ができないかというような所を県の方で色々アイデアを出させていただいて、奈良のやり方という事で何かやっていけないかという計画を考えさせていただいている所です。それを「奈良方式」と言い過ぎといわれたらそうかもしれないですがそういう形で書かせて頂いております。

・社団法人の話ですが、将来的には障害者のハローワークみたいなものです。我々の問題意識としては、障害者の雇用という所でなかなか上手く進まないのは、企業と障害者側のマッチングが非常に難しい、うまくいっていないというのがあるのではないかと考えております。マッチングをどうやっていったら良いのかと、そういう所を社団法人を作ってアンテナショップとか色々やっていく中で考えていこうと、雇用モデルという事にもつながっていくのですが、そういった事をやりながら、その先にあるものはマッチングをどうやっていっていったら良いかと、その先にはこういう事もあるのではないかと、まだそんな段階で今ある色々な機関とどういう風な整理をす

るのかという所までには至っておりませんが、問題意識としてはそういった所を考えていて、その先にはそういうものもあるのではないかと今考えている所でございます。

【八木会長】

・初めて読まれた方がわかるような書き方というかそういうことを心がけていただきたいなあと思います。はい、どうぞ。4人手があがっていきまして、それでは品川委員。

【品川委員】

・2ページ目の最初の所に障害者の安心の確保で、重症心身障害者の在宅ケアの推進という事をあげていただいております、充実を図るという事でとても嬉しい事だと思いますし、右側の3.番の障害者の安心の確保の所で、福祉と医療の連携という事をあげていただいておりますけれども、昨年の12月19日に私たちの会で重症心身障害児(者)施設、国立病院も含めましてトップの先生方に来ていただきましてシンポジウムをいたしました。在宅の重症児を支える医療ということでやったわけですが、それぞれの施設からできました現状とか課題をそれぞれ聞かれて、やはり連携が必要だということで重心協議会というようなものを作ろうという事を先生方の中から提案していただきました。また1月9日でしたけれども奈良市の健康増進課が主催されて保健所でやっておられる長期療養児の研修会にも私出席いたしましたら、たくさんの奈良県内の医療機関から小児科の先生方が出席されておりました。その時講師は近大の小児外科部長の米倉先生でした。小児外科の手術が終わった後の子供達の受け入れ先がなくいつまでも近大病院に入院しているというような事で医療も孤立しているし親も孤立しているという現状を話されました。ほとんどの奈良県下の小児科の先生方が来ておられて、やはり連携をとっていく必要があるという事を話されました。去年も実はこんな状態で終わった会議だったそうです。ですから医療の方の関係者も連携をとっていかなくてはならないという風に動き出しておられますので、県の方でも具体的に早く動き出していただきますようお願いしたいと思います。

【八木会長】

・事務局。今の意見に何かコメントございますか。

【事務局(古市課長)】

・昨年のシンポジウムから色々なお話を聞いております。私どもも医療との連携ということで中心となる先生方がおられて、動き始めているというのも承知しております。そこに色々接触させていただいて連携をとりながら参加できるものなら参加していきたいと考えております。

【八木会長】

・ありがとうございました。時間の関係で質問1分位でお願いします。

【榊原委員】

・先ほどのアンケート調査でもそうですが、相談という所でもあるいは工賃収入、グループホーム、在宅支援という所で施設の果たしている役割というものは現実的には非常に大きなものがある。現実的には多くの人たちが施設を利用している事になる、この後期の計画をみるとその評価はなされていない。施設のこれまで構築してきた施設の機能をもっと練られた方がもっと効果的な計画あるいはその推進になるのではないかと思います。それと福祉施設が一団体という言葉で

しかでてこないのが気になります。

【八木会長】

・次、奥田委員

【奥田委員】

・計画の見直しの右側の県が主導になりという所で、今でています相談事業にしる精神でいえば地域活動支援センターにしる市町村事業になっておりまして、市町村が財政が厳しいという事で委託料を下げているいは施設をなかなか作らないという実態にあります。この県が主導というのは市町村に財政的な支援もして実践可能な施策にさせていただけるのかということが一つ。

・もう一つはこの見直しと資料3との関係がわかりにくいのですが、見直しの所には入ってなくても3の基本的な考え方には具体的に色々書いてあるのですが、これを関係づけて質問させていただきますが良いでしょうか。特に精神の場合は啓発、精神障害に対する理解を求めていく取り組みが見直しのところには書かれていないです。我々としては、精神の関係で家族も本人も発病した時に自分が大変な病気になったという事がわからなく、偏見のためなかなか自分で認めない。それがそれ以降の地域の社会生活の中で精神障害である事をいえないということで、教育委員会に中学校、高等学校で正しい理解ができるように教育課程で教育してくださいと言っておりますが、なかなか動いてくれません。そういうことで関係課と連携してやっていくといわれていますが、その点については精神障害者が社会で生活していく上でなんとかして時間がかかっても子供達から正しい理解が得られるにしていくしか偏見を取り除くことは望めないと思っております。そういう点でもう少し真剣に考えていただきたい。特に教育委員会は当初要望した時は、特別支援教育課ができて発達障害の問題と同じような扱いをするような考え方だったのですがその程度の問題ですので、もう少し県として障害福祉課あるいは健康増進課とセットで努力をしていただきたいというふうにお願いします。

【八木会長】

・阪口委員

【阪口委員】

・奈良県障害者長期計画2005（後期計画）の見直しについての所なのですが、この中の基本方針の所で社会全体が障害者を大事な一員として包み込み、支える地域社会の実現の所、基本的にインクルージョンという言葉の意味も入れていきたいというふうに県は考えておられるのかどうかという事と次のページの障害者の社会参加と就労の促進というところでableという言葉ですが、障害者ができるという新たな言葉をもってきているが、これまではエンパワメントであるとかポテンシャル（可能性）という言葉を使ってこられたのではなかったのかと。ableという言葉は、障害側からみるとすごく抵抗感がある。その辺も言葉としてどういうふうにとらえていくのかということをお聞きしたいのと、防災のところで積極的に避難所を作っていくというのはどういう風に考えておられるのかお聞きしたい。

【八木会長】

・今3方の委員の方から提言なり質問がありました。事務局いかがでしょうか。

【事務局（林補佐）】

・榊原委員から施設の機能という部分では重要なものがございます。そういった所ももう少し見えるように書いていく必要があるのかなと思います。またその辺書き方等教えていただければと思います。

・それから、県が主導をとってという主導という所について、色々な意味があるかと思います。市町村ももちろんお金がないというのもわかっています。県も贅沢にお金があるわけではありません。我々としてはお金をだせないなら、例えば色々な枠組であるとか考え方を示すとか、枠組をつくってこれはどうでしょうかと示す、あるいは一緒にやれるかとか色々な方法が考えられると思います。ただ、この中で県としては先ほども言いました実態調査とか色々なものを踏まえてこういうふうな形で県としては進めていくべきでしょうという事をやっていきたいと考えております。

・精神のところの課題について、確におっしゃるように前段の部分で見えにくいところがあるかと思いますが、そういった所もあって今回障害別というのを全体の所に引き続きつくりました。障害種別ごとの課題という事で大きな2の障害種別ごとの取り組みという所に、今おっしゃられたような事は少しは書いているかと思いますが。例えば36ページぐらいにその辺り少し書いているかと思うのですが、必要なことについては書いていきたいと思います。

・それから阪口委員の方からありました、包み込むインクルージョンというのは実は意識して考えているところです。ableというのは障害者というのはできる存在であるという事をなんとかだせないかという思いがありましてだしてきたのですが、そのあたり、今までエンパワメントとか違う言葉を使っていました。その辺また議論させていただければと思います。防災の方については担当課とも相談しまして記載についても検討させていただきたいと思います。以上です。

【八木会長】

・ありがとうございます。それぞれの委員の方よろしいでしょうか。それでは、次に今の資料2と重なる部分もありますが、資料3資料4資料5これ3つまとめてご意見等伺いたいと思います。長谷川委員どうぞ。

【長谷川委員】

・資料3ですが、叩き台ということで非常に大切なことだと思っております。政府の内閣で障害者制度改革推進会議というのが今日午後から開かれていると思いますが、自立支援法の開始3年後に新しい法律を目指してどういう叩き台をつくるのかという会議が現在開かれていると思います。資料3の30ページ身体障害者に関わる施策の充実ということなのですが、現状と課題を読んでも、やはり身体障害者の種別の公平性がないということです。特に聴覚障害者に関しては全く載っておりません。ほとんどハード面のことばかりですね。ソフト面に関しては聴覚障害者にとっては重要な課題になっております。それが全く載っていないという事にすごく驚きました。ぜひバランスよく考えていただいて聴覚障害者の立場、課題、現状をきちんと載せていただきたいということが1点です。

・2点目は、最後の40ページですね、数値目標なのですが、それが手元にないという事はどう

ということなのでしょうか。以前配布された前期目標数値ということでこの資料はあると思います。後期の目標数値というのは改めて新しく作り直すということになると思うのですが。

・今施設について身体知的障害者更生施設というのはあります。重複障害者の施設もありますね。視覚障害者福祉センターというのがあります。リハビリのセンターというのがあります。精神の施設もあります。自閉症や発達障害者の支援施設もあります。こども家庭相談センターというのがありますが、聴覚障害者のセンターというのはないので、毎年1月に厚生労働省全国障害福祉議長会議があるのですが、平成2年に新しく法律で付け加えられた聴覚障害者の情報提供施設というのが新しく付け加えられています。そこから全国38カ所も建っているのですが20年前から奈良県の方にも繰り返し要望を出しておりますがなかなか実現できない。必要とされていた先輩方も亡くなっていられます。その先輩方は要望を是非実現させてほしいという夢を持っておられたと思います。夢を持ったまま亡くられている方のためにも、私たちはこれから新しくつくらなくてはならないと思います。そういう意味で先ほどの前期の方の数値目標を見ますと、精神の障害者の地域生活支援センターというのは10カ所目標数値があります。障害者就業・生活支援センターというのが5カ所というのが載っています。しかし聴覚障害者に関するものはないので是非後期の方で聴覚障害者のための情報提供施設、福祉施設でも結構ですが1カ所でも是非記載していただければと思います。例えば障害者の就労生活支援センターについて3年前に新しくオープンしたと伺いました。本当にうらやましいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【八木会長】

・今長谷川委員からお尋ねがあるのですが、皆さん持っておられると思いますが、赤い冊子に書かれていることをお聞きになりました。83ページです。

・聴覚障害者の為の施設がないということ、そのことも盛り込まれていないことについてです。後で時間の都合で事務局の方でまとめてお答えいただきたいと思ひます。

・他意見、お尋ねある委員の方。ございますか。

【品川委員】

・22ページが一番上なのですが、在宅で生活する重症心身障害児・・・というところの3行目で、通園事業について県は充実・強化を図ります の中には、増設ということは入っているのですか。

【八木会長】

・これも後ほどお答えさせていただきます。

奥田委員

【奥田委員】

・今回自立支援協議会を活性化し、という言葉が色々な項目、事業、課題でいわれております。特に自立支援協議会が事業を実施する主体のように受け取ったのですが、そういう点で地域の自立支援協議会をどのように具体的に活用していかれるのかももう少し書かれている内容とのからみで聞かせてください。

【八木会長】

・それでは榊原委員

【榊原委員】

・第二部の計画の基本的な考え方についてですが、この中で見ていきますと地域理解について重点的にとりあげられていない事が気がかりな所です。実際には教育を受ける機会、グループホームの設置、福祉就労の場所、参加等で今起きている問題は地域からの受け入れ拒否ということ

です。そのほか施策はあったとしても地域の受け入れがなければ、なにもならない。一番困っている問題といえば、地域の受け入れという事も是非計画の基本的な考え方の中に盛り込んでいていただきたいと思います。

【八木会長】

・松本委員

【松本委員】

・21 ページの障害者医療の充実 障害者福祉の医療との連携なのですが、県は下の方に脳性まひ等の二次障害に対する正しい知識を普及するため、広報活動を積極的に行いますとなっています。いくら広報活動をしてもらっても、例えば、身体に障害をもった人は体を動かさないと年々二次障害がでて、手足が硬直してしまいますので、ここはリハビリテーションを受けることができるようにと、その点をいっていただけたらと思います。中途障害者のリハビリについて県で検討しますと書いてあるのですが、脳性まひの人たちにとっても同じだと思うのですが、在宅の人は受けられて施設に入っている者はリハビリ受けられない状況ですので、それは全障害者に向けられるような方向、これこそ奈良方式で考えていただければありがたいかと思えます。

【八木会長】

・他ございますか。私からも申し上げたいと思います。さっき意見として出ていた部分なのですが、資料3の第2部「社会全体が障害者を大事な一員として包み込み」というこの文言なのですが、先ほどのお話ではインクルージョンということをもとに書き換えたというか、新たな文章として載せられるということですが、私は「障害者を大事な一員として包み込み」という文言の中に障害観というか人間観というのが気になるのです。この文言については一人一人の取り方というか理解の仕方で十人十色とはいいいませんが、いろんな捉え方があるのでしょうか、障害者を大事な一員としてという文言に何かひっかかりがあるように思えるのです。こういう計画は色々な人が読まれる文章なので、その辺をできるだけ通りのいい表現というかそういうものに変えていただいた方が良いのではないかと。例えばさっき障害者イコール able、できる存在、これは何を物差しとしてあてて、こういう言葉ができてくるのか。例えば生産性をいっておられるのか就労に焦点をあててこういう事をいわれるのか、障害者福祉の世界はこういう事では決してなくて存在自身に焦点をあててこれをどう捉えてそして社会にそれを伝えていくのかという大きな理念目標があると思いますので、そういうものに基づいた表現の仕方をしていただいた方が良いか思います。できるとかできないとかをいうと、それが何を意味するのか気になるものですから。ですから新たな書き方で話題性はあるのかもしれないですが、さっきの「奈良方式」も一緒だと思うの

ですね。始めて読まれる方が「えっ、これどういう意味なの」というふうに考えられると思うのですね。そういう場合に用語の説明等で説明されるのかその辺はわかりませんが、できるだけわかりやすい文章にさせていただいたらどうかと思います。「社会全体が障害者を大事な一員として包み込み」というところも、例えばこれは私の意見ですが「社会全体が共助の重要性を示し、共に生きるという連帯感のもと支える地域社会の実現を目指す」だとか色々な書き方があるように私は思うのです「大事な一員として」では今までは大事ではなかったのか、その人間感はなんなのか、色々出てくるように思うものですから。

【事務局（杉田福祉部長）】

・今回計画をつくる上で今まで実態調査をした事もなければ、国の計画とほとんど同じ計画を作ってきたのがこれまでの障害者福祉計画で、今回それでは駄目だということでもず 1 年遅らせて実態調査をして、そして色々な新しい事をやっていこうという事で今やっていますので、正直未成熟という事もあります。今まで社会全体ノーマライゼーションという言葉でやってきましたが、それで必ずしも何かアドバンテージがあった訳ではないです。受け入れとかそういう言葉ではなくて。それで我々も色々考える上でノーマライゼーションではなくソーシャル・インクルージョンが欧米でも主流になっていますし、しかも今まで障害者は出来ない存在として一般社会で隔離されていると、これではたして良いのかと。今欧米ではソーシャル・インクルージョンということで生きる存在ということで協力すると、我々なりに勉強しましてソーシャル・ビジネスとか一般の企業とかそういうところで積極的に障害者を受け入れるのが今、先進国の潮流ですのでそういうことを目指すということでやっていますので、ありきたりの計画をつくるのであれば、それは、変わらない訳ですね、今 47 都道府県での計画というのは、どれもこの県でも通用する計画です。主語を変えれば。それを変えようというのが、今の計画です。体系から全く新で考えました。ひとつひとつ我々なりに考えてやっていっている事を無難にして良いというのでは、それだったら、去年の段階で他の県と同じような計画をつくれれば良かったわけですね。今回は皆さんのおっしゃる事を全部書きこもうと思ったら網羅的な総論的計画になるのですが、今回書き込んでいるのは、奈良県としてここを力をいれてやっていきたい。財政的にも厳しいかもしれませんが、我々として障害者福祉を向上させるためにはこういうことが大事だということを重点としていれてやっていきますと書いておりますので、そういうところを是非ご理解いただいた上で議論していただかないと、あれがないこれがないとなると総論的な計画で実行を伴わない計画なのです。書くのは簡単なのです。先ほど言いましたように、我々は奈良県の障害者福祉の概念としてソーシャル・インクルージョンをしっかりと見据えてやっていきたいという事で、一番大切な基本目標のところ、包み込むという言葉を書いています。

・ソーシャル・インクルージョンという言葉では伝わらないと思うので大事な一員として包み込むという表現を使っております。もう少し深く読んでいただかないと、通りのいい話というのはそういう言葉で批判されるとですね、

【八木会長】

・部長さんから説明いただいたのですが、今日のこの会議はですね、それぞれの立場の方が来て



おられて、そしてその上でこういうふうに思いますよという相談の場であると言うのがまず1つ。

【事務局（杉田福祉部長）】

・わかりますが、会長は、訂正願いますとおっしゃったので、そういう風に一方的にご議論されると、ですね。文字一つ一つに意味を込めて書いていますので、これはこう聞こえるから、こういう人もいるからというのでは、奈良県の独自性は絶対だせませんので、それだったら去年の段階で他県と同じような計画を立てれば良かった。

【奥田委員】

・そうではないのでは。誤解を生むと。

【事務局（杉田労働部長）】

・例えばですね、ソーシャル・インクルージョンというのが、欧米の福祉で徐々に広く展開されている。では、日本でそういう概念をいれるとといった場合こういった言葉をいれればよろしいのですか。

【八木会長】

・時間がもうないというときに議論が白熱してきました。こういうのが、ほんとの部分だと思うのですが、文章の文言をどういう風にかくかによって受け取り方が違うというのが事実としてあると思うのですね。例えば基本理念として書くとき、ものの見方ですが、マクロ、メゾ、ミクロで見ていったときに、例えば、理念については大体こういうような表現が良いのではないかと、例えばメゾの部分ではこういう事をもっと具体的に言葉に示していくべきではないかと、そしてミクロの部分ではさらにより詳細に記していくのが普通というか。文章を書くときの一つの手法であるように私は思っています。そうした意味でさっきから私がこだわっている部分、共助の重要性というのかそういう部分がこういう文言の中に必要ではないかなと私は思うのですね。共助。何かというと社会の一人一人の人間というのは皆つながりの中で存在があるのだと、そういう共助の重要性をきちりと言葉にだすのが良いのではないかと、私は思っている一人なのです。だからそういう文言をいれるとか、そうした意味でまた再度ご検討いただいたらどうかと思うのです。さっき4人の委員の方からの提言とかお尋ねとかありましたが、それも含めて再度ご検討いただいたらどうかと思います。いかかでしょうか。

【事務局（古市課長）】

・色々貴重なご意見をいただきまして、会長さんも計画をだした時に世間がどういう受け止め方をするかと心配していただきアドバイスをいただきました。その他の委員さんからの色々な提案なりご意見をいただきました。それを参考にさせていただいて、素案を作り直し、さらに資料2と3が不釣り合いのところも有りますし、まだまだ不十分な所があります。障害種別についてももう少し障害種別ことに視覚、聴覚とか肢体不自由とそれぞれごとにもっと深めていって、もうちょっと充実した計画にしたいと思います。今後の予定を事務局から説明します。

【事務局（井勝係長）】

・純粹に事務的なお話としてお伝えさせていただきます。今回、実態調査と計画の見直しということで同時平行してやっております関係で、本来であればきちっと調査分析をお示した上でそ

ここでみえてくる課題というものを検討していただいて計画の素案というものをするのが順序かもしれないですが、同時並行という事でまだ完成しきっていないままで見ていただきご協議していただくということで、非常にご苦勞をおかけしていただく点はお詫びさせていただきます。今後の事なのですが、本日お示ししました資料3、資料2につきましては、資料3計画素案（叩き台）をできるだけ見やすくし、検討しやすくするための資料3のガイド版みたいな、ぱっと見て今回の計画というのはこういう方針、こういう骨子でつくる、予定しているのだなあと見ていただくのが資料2です。したがって計画の素案につきましては、具体的な記載につきましては資料3でご覧いただいた上で1月下旬までにここに書いてありますとお叩き台ですから、皆様のご意見をお寄せいただきたいと思っております。取り上げられるものにつきましては当然頂いた知恵を我々だけでは足りないものもあると思っておりますので、関係課と図りながら取り入れていきたいと思っております。なかなか十分な時間を設けることができなくて非常に恐縮なのですが一つの目途としましては1月27日位までに、様式的にはどのようなものでも結構です。例えば今日お配りしたペーパーに見え消しをしていただいて、それをFAXで送っていただくとかもしくは見え消しとかではかえってやりにくいというのであれば、お手持ちのワープロソフトにこの章のこの項はこういった内容にすべきではないかという形でワープロソフトに打ってもらったものをメールで送っていただいても結構です。やりやすいような方法で結構ですから私ども障害福祉課事務局の方にお示しいただければと思っております。事前にこの資料について可能な限りデータでメールアドレスのわかっている委員の皆様の所につきましては送らせていただきます。そういったものを見ながら適時修正していただき、一つの目途として1月27日までに様式は自由ですからご提示いただければ助かります。そういったお寄せいただいた意見を基にもしくは27日位にわたしても自身も計画をさらに叩いて作り込んでいきます。そういったものとあわせまして2月中旬にパブリックコメントをするのですが、パブリックコメント前には今日以降つくりこんでさらに皆さんから頂いた意見で修正したパブリックコメント用の案というのをご提示していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【八木会長】

・これで会議は終わらせていただいて良いのですか。後事務局へ。

【事務局（林補佐）】

・どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして平成21年度第2回奈良県障害者施策推進協議会を閉会いたします。本日は、ご多忙の中長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。